

平成28年8月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年8月10日(水) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田渕 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久		31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者

3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治	5番 市橋 宗行
24番 寒川 加代子	30番 松窪 俊英	38番 石谷 強

事務局	局長 平田 耕一	農地係長 岡内 伸午	主査 松平 忠敏
会議録署名委員	23番 上森 力	25番 玉置 伸	

議長 長 皆さん、こんにちは。大変暑い中ご苦勞様です。梅干しの方もかなり忙しくなってきたようです。それでは早速、定例会を始めさせていただきます。

議長 長 それでは最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の416㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成31年8月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の5, 923㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成33年8月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の866㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年9月1日から平成34年8月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 367㎡、他3筆、合計6, 144㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、貸貸借の梅、全体で年間30万円、口座払い、期間は平成28年9月1日から平成33年8月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の505㎡、他1筆、合計1, 047㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年9月1日から平成34年8月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の700㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人

は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円、口座払い、期間は平成28年9月1日から平成33年6月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の690㎡、他1筆、合計973㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の452㎡、他7筆、合計2,978㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間10万円、持参払い、期間は平成28年9月1日から平成33年8月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の687㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,168㎡、他2筆、合計2,429㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,804㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成34年8月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,612㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のきくらげ、年間2万円、口座払い、期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,350㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成34年8月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の132㎡、他2筆、合計765㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のキウイ、柿、野菜、期間は平成28年9月1日から平成31年8月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,834、他18筆、合計7,665.24㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成48年8月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,038㎡の内2,436㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年9月1日から平成43年8月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,685㎡、他2筆、合計3,433㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年9月1日から平成43年8月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,413㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日の新規です。19番、〇〇〇、〇〇〇〇、他9筆、合計3,899㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円、口座払い、期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の329㎡、他2筆、合計2,628㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年9月1日から平成43年8月31日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の588㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人

は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年9月1日から平成43年8月31日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 006㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年9月1日から平成43年8月31日の新規です。合計22件、69筆、53, 762. 24㎡、貸手16名、借手15名です。引き続き、追加議案の1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の119㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年9月1日から平成48年8月31日の新規です。以上、追加議案を含めまして、合計23件、70筆、53, 881. 24㎡、貸手16名、借手15名です。以上、ご審議願います。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について、6番以外の逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番は更新につき異議ございません。2番の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの娘です。異議ございません。3番の〇〇〇〇さんは専業農家で頑張っておられる方で異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは青年就農者であり、真面目に就農されている方です。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。他でも借り入れています。異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番の〇〇〇〇さんは若い農業者です。異議ございません。10番は更新ですので異議ございません。11番は更新で親戚関係です。異議ございません。13番も異議ございません。
- 議 長 はい、12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは地域の方にも協力してもらってきくらげを作るということです。異議ございません。
- 議 長 はい、14番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、15番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。高齢のため、農協を通じて借り手を探していたところ、近所の大変真面目な方が借りてくれました。異議ございません。
- 議 長 はい、16番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。16番、17番、18番、20番、22番は高齢で体調を崩されたため、農地を貸すということで、異議ございません。19番も農業を続けることができないということです。異議ございません。21番は〇〇〇〇さんが借りて作っていた畑です。この際、一まとめで借りても

議 長 らうということになりました。異議ございません。

〇〇番 委員 はい、それでは追加議案をお願いします。

議 長 〇〇番〇〇です。異議ございません。

委員 全員 はい、22件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長 異議なし。

〇〇番 委員 はい、それでは6番についてお願いします。

議 長 〇〇番〇〇です。異議ございません。

委員 全員 はい、6番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長 異議なし。

松平 主査 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番桑原壽委員さん、4番棒引昭治委員さん、5番市橋宗委員さん、24番寒川加代子委員さん、30番松窪俊英委員さん、38番石谷強委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、23番上森力委員さん、25番玉置伸委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地の形状変更願について、議案第4号下限面積（別段の面積）の変更について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

議 長 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は384㎡、他1筆、合計650㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は297㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は463㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上3件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは借りて作っていましたが、この度売買となりました。異議ございません。

議 長 はい、以上3件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろ

しいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は753㎡の内207.67㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟63.12㎡、駐車場等144.55㎡、合計207.67㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑です。面積は223㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は店舗1棟26.09㎡、駐車場等196.91㎡、合計223㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜きです。隣接同意は不要です。水利同意はございます。始末書です。私は申請地について転用目的を分譲住宅とする農地法第4条許可を平成10年3月2日付けで受け、造成工事を行い、敷地全体を更地としましたが、計画が中断していたところ、敷地の一部を通信局舎としたい旨の申し入れがあり、敷地の一部について新たに農地法第5条の許可を平成26年1月29日付けで受けました。本来、規模を縮小し転用した残りの部分については、農地に復旧しなければならないところ、そのままの状態を維持しておりました。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないよう厳重に注意いたしますので、何卒寛大なるご配慮をお願いします。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。去る8月8日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で5条申請2件、形状変更1件について現地調査を行いました。約1時間の調査で個々の物件については慎重に調査して参りました。1番、申請場所は〇〇〇〇の近隣で、周辺は自身の所有農地や貸駐車場です。息子の家を建てるということで、排水は前面の道路側溝へ流します。隣接同意も不要で問題ないと思います。2番の〇〇〇〇の物件ですが、始末書が出ております。当初、分譲住宅を建設する予定でしたが、一部を通信局舎に転用し、前の一部が残っていました。現状は砂利も入っており、整地されています。排水については道路側溝があり何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査員の説明のとおりです。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4年程前には造成されておりました。始末書があるということで異議ございません。
議	長	はい、議案第2号農地法第5条申請2件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願い申し上げます。
岡内	係長	3ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,310㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現状は休耕田です。埋立ては70cm程度で、隣接農地の高さまで埋め立てるということです。境界から50cm引き、雨水については自然浸透で何ら問題ないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。
議	長	はい、議案第3号農地の形状変更願1件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号下限面積（別段の面積）の変更について、事務局からの説明をお願いします。
岡内	係長	4ページをお願いします。議案第4号下限面積（別段の面積）の変更についてです。下限面積（別段の面積）の変更について、下記のとおり承認を求めます。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限の面積（別段の面積）として設定できることとなった。よって、下限面積の変更について以下のとおり提案いたします。（1）農地法施行規則第17条第2項の適用について、旧4町村（旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町）内の農地については、下限面積（別段の面積）を現行の10アールから1アールに変更する。理由は旧4町村においては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が、旧田辺市内に比べて相当程度存在している実状に鑑み、新規就農者等の受け入れによる農地の有効利用を図ることを目的として下限面積を1アールに変更するもの。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等ございませんか。

平田 局長

私から、別添の資料につきまして、説明させていただきます。農地法第3条に農地等を所有権移転等を行う場合、取得後の農地面積の最低面積について定められています。北海道では2ヘクタール、都道府県では50アールが基本となっており、旧田辺市はこれに基づき、所有権移転する場合等は50アールが必要となっております。しかし、その法律の中に、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め公示した場合はその面積ということになっており、その場合、二通りあります。農地法施行規則第17条第1項と第2項でございます。第1項は10アール以上の面積でアール単位で定めることとなっております。この場合は、その10アール未満の農地の所有者数が40%を下ってはいけないということになっており、これを適用しまして、旧の4町村の場合、10アールと定めております。今回変更しますのは、第2項のところ。そこには第2項の中で設定区域が次ぎのいずれにも該当する場合には第1項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地等の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とするということが書かれており、その条件が2つあり、1つ目は当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することとなっております。明確な数値基準は示されていませんが、耕作放棄地がその設定する区域の中に相当程度含まれているということが1つの条件になりまして、資料にもありますように、2015年の農林業センサスによる旧市町村別の経営耕地と耕作放棄地と耕作放棄地の割合を示しておりますが、耕作放棄地の割合は旧田辺市では6.2%です。旧4町村では旧龍神村の19%から旧本宮町では37.7%と旧田辺市に比べ非常に高くなっているということで、第1号の規定にはクリアするものと判断します。2つ目は当該設定区域の位置及び規模からみて、規定する面積は、今回の場合1アールです。1アール未満の農地を耕作する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことということになっております。ですから、この1アールと設定することにより、1アール未満の方が増えることによって周辺の農業上に支障を及ぼす影響がないことということが、もう1つの条件となっております。今回、この2点の条件を当委員会の中でご判断いただき、決定していただきたいと考えております。

議長

はい、ありがとうございます。宮崎県えびの市でも下限面積を1アールに変更したということです。我々も1アールで設定したいと考えています。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。本件についてはまずお礼申し上げたいと思います。現在の10アールを1アールにしてほしいということで要望しておりました。特に〇〇〇〇にとってもIターンや芸術家の方が来られて田や畑を取得し

たいという方が多く、耕作放棄地も減り、自分で畑を持って山間部へ住みたいという方も来やすいのではないかと思います。田辺市周辺の町村については今どういう動きをされているのかわかりませんが、できれば和歌山県全体にこれを広めていっていただきたいなという思いをしております。それともう1つはできるだけ広報して周知していただきたいという願いをしておきます。

議 長 はい、ありがとうございます。広報活動はどのような方法をとられるのですか。

平田 局長 市の広報で周知したいと考えています。
議 長 委員の皆さんにも周知していただけたらと思っています。議案第4号下限面積（別段の面積）の変更について異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 5ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,944㎡の内125㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農道125㎡、転用面積は125㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 6ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は12,775㎡の内18㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。

松平 主査 7ページをお願いします。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は18㎡、他1筆、合計58㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成5年3月24日、理由は〇〇〇〇線整備事業の用地として寄付したためです。以上1件、ご報告申し上げます。

- 議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。7月の県農業会議提出案件の4条1件、5条10件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 なければ事務局から報告があります。
農振課 田上 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の下限面積についても、耕作放棄地の発生や解消、新規就農の促進の観点から、同様に旧4町村において、下限面積を1アールまで変更させていただきたいと思います。今後、該当する案件等ございましたら、農業委員の皆様、特に旧4町村の農業委員の皆様につきましては、ご協力の程よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。この件についてご質問はございませんか。
(なしの声あり。)
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。耕作放棄地に係る課税強化の現状についてお聞きしたいのですが。
- 平田 局長 固定資産税の引き上げはしないというような方向になってきています。耕作放棄地が増えてきていることに対して、今後、国も更に対策を講じてくれることが予測されます。これに基づき市としても更に厳しく放棄地の把握や意向調査の実施が必要と考えています。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農業委員会だけでなく、農協等とも協議しながら対策を練っていかねばと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。限界集落については支払う方が亡くなられたり、息子さんが他県に行かれていたり一概に放棄地だから課税するといったことは分けて考えていただきたいと思います。
- 議 長 厳しい農業の現実を突きつけられたこととなります。そこら辺も考えて事務局も対応していただきたいと思います。それでは農地パトロール等について事務局から説明願います。
- 岡内 係長 平成28年度農地パトロールの日程(案)と農業委員会委員等研修会の開催について報告あり。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、農業委員(地域割りの定数)や農地利用最適化推進委員の選出についてですが、何かご意見等はございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 農業委員(地域割りの定数)と農地利用最適化推進委員の方について賛同を得るようお願いしたいと思います。
- 議 長 他に何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 8 分終了